広島県の財政状況

令和3年5月

広島県

一財政状況の公表について —

地方自治法第243条の3第1項及び地方公営企業法第40条の2第1項の規定に 基づき、財政状況等を公表しています。

具体的な公表内容等については、条例により定めています。

【根拠規定】

〇 地方自治法

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

〇 財政状況の公表に関する条例

(主な内容)

<u></u>			
公表 時期	5 月	1 1月	
公表内容	○前年10月〜翌年3月における事項 ①歳入歳出予算の執行の状況 ②住民の負担の概況 ③公営事業の経理の概況 ④財産,地方債及び一時借入金の現在高 ⑤その他財政に関する事項	○4月~9月における事項 ・左記の①~⑤ ・前年度の決算の概況	

〇 地方公営企業法

- 第40条の2 管理者は、条例で定めるところにより、毎事業年度少くとも2回以上当該地方公営 企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場 合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 2 前項の規定による公表は、これをもつて、当該地方公営企業に係る地方自治法第 243 条の 3 第1項の規定による普通地方公共団体の長の行う公表とみなす。

〇 地方公営企業法による業務状況の作成及び提出に関する条例

(主な内容)

知事への提出時期	5 月	1 1月
作成内容	○3月31日現在の業務の状況 ①資産,資本及び負債の概況 ②損益計算の概況 ③収入及び支出の概況 ④事業の概況 ⑤企業債の発行状況及び 一時借入金の借入状況	○9月30日現在の業務の状況 ・左記の①~⑤